

「まえばし農業委員会だより」 広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市農業委員会編集委員会が発行する「まえばし農業委員会だより」（以下「委員会だより」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 委員会だよりに掲載することができる広告は、前橋市農業委員会としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) マルチ商法、霊感商法など悪質商法と認められる広告
- (5) 債権取り立て、回収等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (7) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 個人、団体等の意見広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 前橋市農業委員会の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (17) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、前橋市農業委員会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(申込者の範囲)

第3条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他会長が適当と認めた者

(募集等)

第4条 会長は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、市ホームページ、広報まえばし等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、会長に申し込むものとする。

(掲載の可否等の決定)

第5条 会長は、前条第2項の規定による申込みがあったときには、この要綱により、広告掲載の可否等を決定する。

2 会長は、前項の規定により広告掲載の可否等を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

3 会長は、広告掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(掲載料及び規格)

第6条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)の額及び規格は、別に定めるものとする。

2 広告主は、掲載料を会長の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載の決定の取消し)

第8条 会長は、前橋市農業委員会の運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反

したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。